

滑川市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との
地方創生に関する包括連携協定書

滑川市（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地方創生の実現に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地方創生の実現に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）地域・暮らしの安全・安心に関すること
 - （2）防災・災害対策に関すること
 - （3）産業振興・中小企業支援に関すること
 - （4）観光振興に関すること
 - （5）農業の振興に関すること
 - （6）その他、地方創生に資する取組に関すること
- 2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。
- 3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（協定の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協

定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙はこの協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、本協定が第4条に定める有効期間の満了により、本協定が効力を失った後も、前項による守秘義務を負う。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年10月3日

甲 富山県滑川市寺家町104番地

滑川市長

水野達夫

乙 富山県富山市上本町6番5号

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

富山支店 支店長

河合正樹